

事業系ごみの正しい分け方・出し方 (会社・店舗・飲食店・公共施設等)

燃えないごみ

① 対象となるもの

●金属類



なべ・フライパン



ペンキ缶



傘



針金

●ガラス・ビン類



ガラスコップ



鏡



化粧品のビン

●陶器類



茶碗



皿



植木鉢



土鍋



花瓶

② 燃えないごみの出し方（注意点）

- 割れたガラスや食器類・刃物を出す場合は、収集運搬業者がわかるよう袋に**注意書き**をしてください。

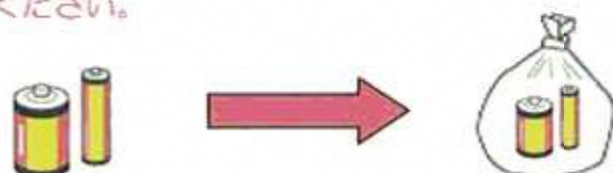


※そのままごみ袋に入れると危険です。古新聞等で梱包し袋に入れてください。

- 乾電池は、他の燃えないごみとは別の袋に入れて出して下さい。

※アルカリ・マンガンの乾電池が対象です。

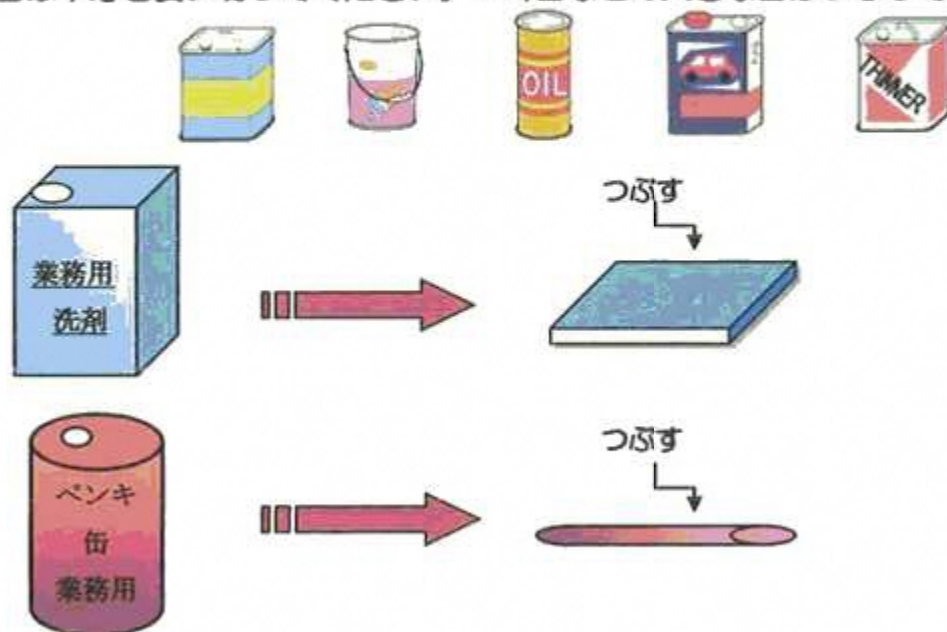
※ボタン電池・小型充電電池の廃棄は、リサイクル協力店（電気店など）にある回収ボックス等をご利用ください。



- 小型の電化製品を出す場合は、分別が必要です。**金属部分、プラスチックの部分、基盤等**を取り外して、それぞれ分けて出してください。



- ペンキ缶は中身を使い切ってください。一斗缶などの大きな缶はつぶして出してください。



- 針金ハンガー、針金、傘等は他の燃えないごみとは分けて、それぞれ束ねて出してください。※傘は、布やビニールを骨組みから取り外してください。



傘



針金

- その他の燃えないごみは袋に入れて、出してください。